

土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十二日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第三十七号

土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則の一部を改正する規則

土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則（昭和五十七年四月奈良県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一項第一号ア中「同項各号に掲げる行為を行う」を「法第三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した地すべり防止区域内において行う法第十八条第一項各号に掲げる行為に係る」に改め、第二項中「第七号」を「第六号」に、「あつては」を「あつては」に改め、同項第一号中「及び都市計画法施行規則」を「、都市計画法施行規則」に改め、「規則」という。）の下に「及び都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（昭和四十五年十一月奈良県規則第六十四号。以下この号において「細則」という。）」を加え、同号ア中「市街化区域内」を「都市計画区域内」に、「千平方メートル」を「三千平方メートル」に改め、同号アの(1)中「通知し」の下に「、法第四十一条第一項の規定により、当該開発区域内の土地について建築物に関する制限を定め」を加え、同号アの(2)を次のように改める。

(2) 法第三十四条の二第一項及び法第四十二条第二項の規定による協議を行うこと。

第二項第一号アの(4)中「第三十五条の二第二項の規定による申請書及び同条第三項」を「第三十五条の二第三項」に改め、同号ア中(16)を(18)とし、(15)を(17)とし、(14)を(16)とし、同号アの(13)に次のただし書を加える。

ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）

第十五条第二項の規定により同法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされる宅地造成及び特定盛土等に関する工事及び同法第三十四条第二項の規定により同法第三十条第一項の許可を受けたものとみなされる特定盛土等に関する工事に係るものを除く。

第二項第一号ア中(13)を(15)とし、(9)から(12)を(11)から(14)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 法第四十一条第二項ただし書の規定による許可又は不許可の処分をし、及び

法第七十九条の規定により、当該許可に必要な条件を付すること。

- (10) 法第四十二条第一項ただし書の規定による許可又は不許可の処分をし、及び法第七十九条の規定により、当該許可に必要な条件を付すること。

第二項第一号アの次に次のように加える。

- (19) 細則第八条、第十条及び第十四条の規定による届出を受理すること。

第二項第一号ウ中「規則」を「三千平方メートル未満の建築物の敷地に係る規則」に改め、同号中ウをエとし、同号イ中「行われる」の下に「土地の面積が三千平方メートル未満の」を加え、同号イの(1)中「規定により、建築物等の新築等の許可を行い」を「規定による許可又は不許可の処分をし」に改め、同号イの(2)中「(12)から(14)まで」を「(14)から(16)まで」に改め、同号イ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 法第四十三条第三項の規定による協議を行うこと。

第二項第一号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 三千平方メートル未満の土地に係る法第三十四条第十三号の規定による届出を受理すること。

第二項第二号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、「昭和三十六年法律第九十一号。」を削り、「及び宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年農林水産省・国土交通省令第三号）第一条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則」を、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に改め、「規則」という。）の下に「及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和三十八年十一月奈良県規則第三十三号。以下この号において「細則」という。）」を加え、同号ア中「千平方メートル未満の宅地造成」を「三千平方メートル未満の宅地造成等」に改め、同号アの(1)中「第八条第一項本文及び第十条第一項」を「第十二条第一項及び第十四条第一項」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「第八条第三項」を「第十二条第三項」に改め、「付し」の下に「、同条第四項の規定による公表及び通知をし」を加え、「第十条第二項の規定による」を「第十四条第二項の規定による許可証の交付又は不許可の処分の旨の」に改め、同号アの(2)中「第十一条」を「第十五条第一項」に改め、同号アの(3)中「第十二条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十条第一項」を「第十四条第一項」に、「宅地造成工事に関する

る」を「宅地造成等に関する工事の」に、「第十二条第三項において準用する法第八条第三項」を「第十六条第三項において準用する法第十二条第三項」に改め、「付し」の下に、「法第十六条第三項において準用する法第十二条第四項の規定による公表及び通知をし」を加え、「第十二条第三項の規定において準用する法第十条第二項の規定による」を「第十六条第三項において準用する法第十四条第二項の規定による許可証の交付又は不許可の処分等の旨の」に改め、同号アの(4)中「第十二条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同号アの(5)中「第十三条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同号アの(6)を次のように改める。

(6) 法第十七条第四項の規定による確認をし、及び同条第五項の規定により確認済証を交付すること。

第二項第二号ア中(13)から(15)までを削り、同号アの(12)中「第二十四条」を「第五十条」に、「申し出」を「申出」に改め、同号ア中(12)を(29)とし、同号アの(11)中「第十九条」を「第二十五条」に改め、同号ア中(11)を(13)とし、(13)の次に次のように加える。

(14) 法第二十七条第一項の規定による届出を受理し、同条第二項の規定による公表及び通知をし、及び同条第三項の規定による勧告を行うこと。

(15) 法第二十八条第一項の規定による届出を受理すること。

(16) 法第三十条第一項及び第三十三条第一項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可又は不許可の処分をし、法第三十条第三項の規定により当該許可に必要な条件を付し、同条第四項の規定による公表及び通知をし、及び法第三十三条第二項の規定による許可証の交付又は不許可の処分の旨の通知をすること。

(17) 法第三十五条第一項及び同条第三項において準用する法第三十三条第一項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の許可又は不許可の処分をし、法第三十五条第三項において準用する法第三十条第三項の規定により当該許可に必要な条件を付し、法第三十五条第三項において準用する法第三十条第四項の規定による公表及び通知をし、及び法第三十五条第三項において準用する法第三十三条第二項の規定による許可証の交付又は不許可の処分の旨の通知をすること。

(18) 法第三十四条第一項の規定による協議を行うこと。

(19) 法第三十五条第二項の規定による届出を受理すること。

(20) 法第三十六条第一項の規定による検査をし、及び同条第二項の規定により検査済証を交付すること。

(21) 法第三十六条第四項の規定による確認をし、及び同条第五項の規定により確認済証を交付すること。

(22) 法第三十七条第一項の規定による検査をし、及び同条第二項の規定により中間検査合格証を交付すること。

(23) 法第三十八条第一項の規定による報告を受理すること。

(24) 法第四十条第一項の規定による届出を受理し、及び同条第二項の規定による通知を行うこと。

(25) 法第四十条第三項及び第四項の規定による届出を受理すること。

(26) 法第四十一条第二項の規定による勧告を行うこと。

(27) 法第四十三条第一項の規定により、法第三十条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項若しくは第四項又は第三十七条第一項の規定による権限を行うために、職員をして立ち入らせ、又は検査させること。

(28) 法第四十四条の規定により報告を求めること。

第二項第二号アの(10)中「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、「規定により」の下に「、法第十二条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第四項又は第十八条第一項の規定による権限を行うために」を加え、同号ア中(10)を(12)とし、(9)を削り、同号アの(8)中「第十六条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同号ア中(8)を(11)とし、同号アの(7)中「第十五条」を「第二十一条第三項及び第四項」に改め、同号ア中(7)を(10)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 法第十八条第一項の規定による検査をし、及び同条第二項の規定により中間検査合格証を交付すること。

(8) 法第十九条第一項の規定による報告を受理すること。

(9) 法第二十一条第一項の規定による届出を受理し、及び同条第二項の規定による通知をすること。

第二項第二号アに次のように加える。

(30) 細則第四条（細則第十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること

(31) 細則第九条第一項（同条第五項及び細則第十六条第一項において準用する場

合を含む。)の規定による一部完了検査をし、及び同条第三項の規定により検査済証を交付すること。

(32) 細則第十条第一項(同条第五項及び細則第十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定による一部中間検査をし、及び同条第三項の規定により中間検査合格証を交付すること。

第二項第二号イ中「規則第三十条」を「三千平方メートル未満の建築物の敷地に係る規則第八十八条」に改め、同項第三号ア中「第三号」を「第二号」に、「あつては」を「あつては」に改め、同号アの(1)中「及び法第七条の六第三項」を「法第七条の六第三項並びに法第十八条第十八項、第二十七項、第三十六項及び第三十九項」に改め、同号アの(2)中「及び法第七条の六第四項」を「法第七条の六第四項並びに法第十八条第十九項及び第四十項」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項第七号中「第三号」を「第二号」に、「あつては」を「あつては」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とし、第三項中「あつては」を「あつては」に改め、同項第一号中「並びに前項第一号ア及びイ」を削り、同項第二号中「前項第一号ウ及び同項第二号」を「前項第一号」に、「第七号」を「第六号」に改め、第四項中「あつては」を「あつては」に改め、第五項中「第二項第六号」を「第二項第五号」に、「であつては」を「であつては」に、「あつては」を「あつては」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 本則第二項第三号アの(1)及び(2)の改正規定 公布の日
- 二 本則第二項第一号及び第二号並びに第三項の改正規定(同項第二号中「第七号」を「第六号」に改める部分を除く。)並びに次項から附則第六項までの規定 令和七年五月七日

(経過措置)

2 前項第二号に掲げる規定の施行の際現に知事に対して都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可を求め申請を行っている者に係る当該許可についてこの規則による改正前の土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則(以下「旧規則」という。)第二項第一号アの(1)に掲げる事務及び同法第三十五条

の二第一項の変更の許可を求める申請を行っている者に係る当該変更の許可についての旧規則第二項第一号アの(3)に掲げる事務については、この規則による改正後の土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則（以下「新規則」という。）第二項第一号アの規定にかかわらず、知事が行うこととする。

3 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事が旧規則第二項第一号アの(12)から(14)までに掲げる事務を行った都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為に係る新規則第二項第一号アの(14)から(16)までに掲げる事務については、同号アの規定にかかわらず、知事が行うこととする。

4 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の際現に知事に対して宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「旧法」という。）第八條第一項本文の許可を求める申請を行っている者が、当該申請に係る工事について施行日後二十一日以内に宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二條第一項の許可を求める申請を行う場合における新規則第二項第二号アの(1)に掲げる事務については、同号アの規定にかかわらず、知事が行うこととする。

5 改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧規則第二項第二号アの(3)から(5)までに掲げる事務は、新規則第二項第二号アの(3)から(5)までに掲げる事務とみなして、新規則の規定を適用する。

6 施行日前に知事が旧規則第二項第二号アの(8)、(10)及び(11)に掲げる事務を行った旧法第二条第二号に規定する宅地造成に係る新規則第二項第二号アの(11)から(13)までに掲げる事務については、同号アの規定にかかわらず、知事が行うこととする。